

令和2年度 松前町空家等除却支援事業補助金



申請の受付を開始します

相談・受付窓口 町民生活課 ☎42-2633

空家などの解体を支援するため、空家等の解体工事にかかる費用の一部を補助します。
補助金を受けるにはいくつか条件がありますので、以下の内容を確認して申請してください。
※令和2年度は全体で概ね20戸まで補助します。

補助事業の概要

補助金額	・補助対象経費（消費税を除いた額）の2分の1で上限は60万円
補助を申請できる方	・空家等の所有者（個人） ・空家等の所有者の相続権利人
補助の対象となる空家	・建築後概ね30年以上経過している住宅で、居住その他使用されていない状態が概ね2年以上経過している個人所有の一戸建て住宅
補助の対象となる事業	・空家等の全部を解体し、所在地を更地にする工事 ・町内の解体事業者等に依頼して行う工事

申請受付期間

4月1日(水)から7月31日(金)まで

申請手続きの方法

申請書に必要事項を記入のうえ、下記の書類を添えて町民生活課に提出してください。
(申請書は町民生活課および各支所またはホームページから入手)

松前町ホームページ > 暮らしの情報 >

暮らし > 松前町空家等除却支援事業補助金

<http://www.town.matsumae.hokkaido.jp/hotnews/detail/00000871.html>



必要書類

- ①配置図および現況写真（建物および敷地の状況がわかるもの）
- ②固定資産評価証明書および登録事項証明書または登記全部事項証明書
- ③住民票
- ④除却工事の工事計画および見積書の写し
- ⑤誓約書
- ⑥解体事業者等の建設業法に基づく登録証の写し
- ⑦申請者が相続権利人の場合は所有者との間柄がわかる戸籍謄本

※その他の書類などが必要となる場合があります。詳細は町民生活課へお問い合わせください

交付決定

受付期間が終了次第、補助申請内容を確認して、補助金交付の可否を申請者に通知します。
※解体優先度によって補助を決定しますので、補助金の交付を受けられない場合があります。

ご注意!

補助金の交付決定を受けてから工事に着手してください!